

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町条例第 1 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(設楽町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)の一部を次のように改正する。

第20条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町水道水源保護条例の一部改正)

第 2 条 設楽町水道水源保護条例(平成17年設楽町条例第172号)の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町消防団条例の一部改正)

第 3 条 設楽町消防団条例(平成17年設楽町条例第176号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年設楽町条例第180号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例(平成28年設楽町条例第29号)

の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 設楽町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年設楽町条例第1号)

の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の

例によることとされ、なお、効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前

の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(設楽町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の設楽町職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第10条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）新旧対照表

【第1条関係】

改正後	改正前
（期末手当） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） （略） 2 （略）	（期末手当） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） （略） 2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
---	--

設楽町水道水源保護条例（平成17年設楽町条例第172号）新旧対照表

【第2条関係】

改正後	改正前
(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。 2 (略)

設楽町消防団条例（平成17年設楽町条例第176号）新旧対照表

【第3条関係】

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2)・(3) (略)

設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年設楽町条例第180号）新旧対照表

【第4条関係】

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略）

設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例（平成28年設楽町条例第29号）新旧対照表

【第5条関係】

改正後	改正前
（罰則） 第6条 前条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以内の罰金に処する。	（罰則） 第6条 前条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以内の罰金に処する。

設楽町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年設楽町条例第1号）新旧対照表

【第6条関係】

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、
1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。